



発行 東京都

目次

規則

○東京都中小企業設備近代化資金貸付規則を廃止する規則……………（産業労働局金融部金融課）…一

○東京都建設事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（建設局総務部総務課）…二

○平成十七年度東京都補正予算の公表……………（財務局主計部議案課）…二

○東京都太田記念館の個室利用料の徴収委託……………（生活文化局文化振興部事業推進課）…十一

○土地区画整理組合の設立認可……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…十一

○建築基準法による一団地の区域（二件）……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…十一

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………（環境局都市地球環境部環境影響評価課）…十一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部有害化学物質対策課）…十四

○救急医療機関の変更届出……………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）…十六

○救急医療機関の協力申出の撤回……………（同）…十六

○知事指定薬物の指定の失効……………（福祉保健局健康安全室薬事監視課）…十六

○結核指定医療機関の辞退……………（福祉保健局健康安全室感染症対策課）…十七

○結核指定医療機関の指定……………（同）…十八

告示（教）

○都立図書館の休館（二件）……………（同）…二〇

○東京都立多摩社会教育会館の施設の休館……………二〇

○東京都指定文化財の指定解除……………二〇

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………二二

告示（文）

○昭和五十四年交通局告示第十一号（東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間）の一部改正……………二二

公告

○東京都消費生活条例に基づく公表……………（生活文化局消費生活部取引指導課）…二二

○東京ウイメンズプラザの休館……………（生活文化局東京ウイメンズプラザ）…二三

○市街地再開発組合の理事長の就任……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…二三

○建設業者に関する公告……………（都市整備局市街地建築部建設業課）…二三

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二三

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………（環境局都市地球環境部環境影響評価課）…二三

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…二三

○土地改良事業の換地処分……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…二四

○東京都労働委員会あっせん員候補者の氏名等……………（東京都労働委員会）…二四

規則

東京都中小企業設備近代化資金貸付規則を廃止する規則を公布する。

平成十八年四月七日

東京都知事 石原慎太郎

東京都規則第百五十六号

東京都中小企業設備近代化資金貸付規則を廃止する規則

東京都中小企業設備近代化資金貸付規則（昭和三十七年東京都規則第百六十八号）は、廃止する。

附則

温室効果ガス	工事後	<p>また、廃棄物の排出量抑制のための効率的な事業運営、分別回収によるリサイクルの促進、ごみ保管室の適切な管理を各テナント等関係者と協力して進める。</p> <p>以上のように、廃棄物の分別の徹底及び再利用を促進し、排出量の抑制に努めることから評価の指標に適合するものと考えられる。</p> <p>本事業のエネルギー利用の低減率は、「省エネ法」の「建築物の判断基準」を目標として計画を進める等で、本事業の実施に伴う二酸化炭素の削減率は約12%、二酸化炭素排出削減量は約1,015t-CO₂/年と予測される。</p> <p>なお、環境保全のための措置に示す省エネルギーシステムについては、今後の計画の進展を通じて、より具体的な省エネルギー措置を講じる。</p> <p>以上のことから、「事業の買務」等の評価の指標に適合すると考える。</p>
--------	-----	--

●東京都告示第六百五十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

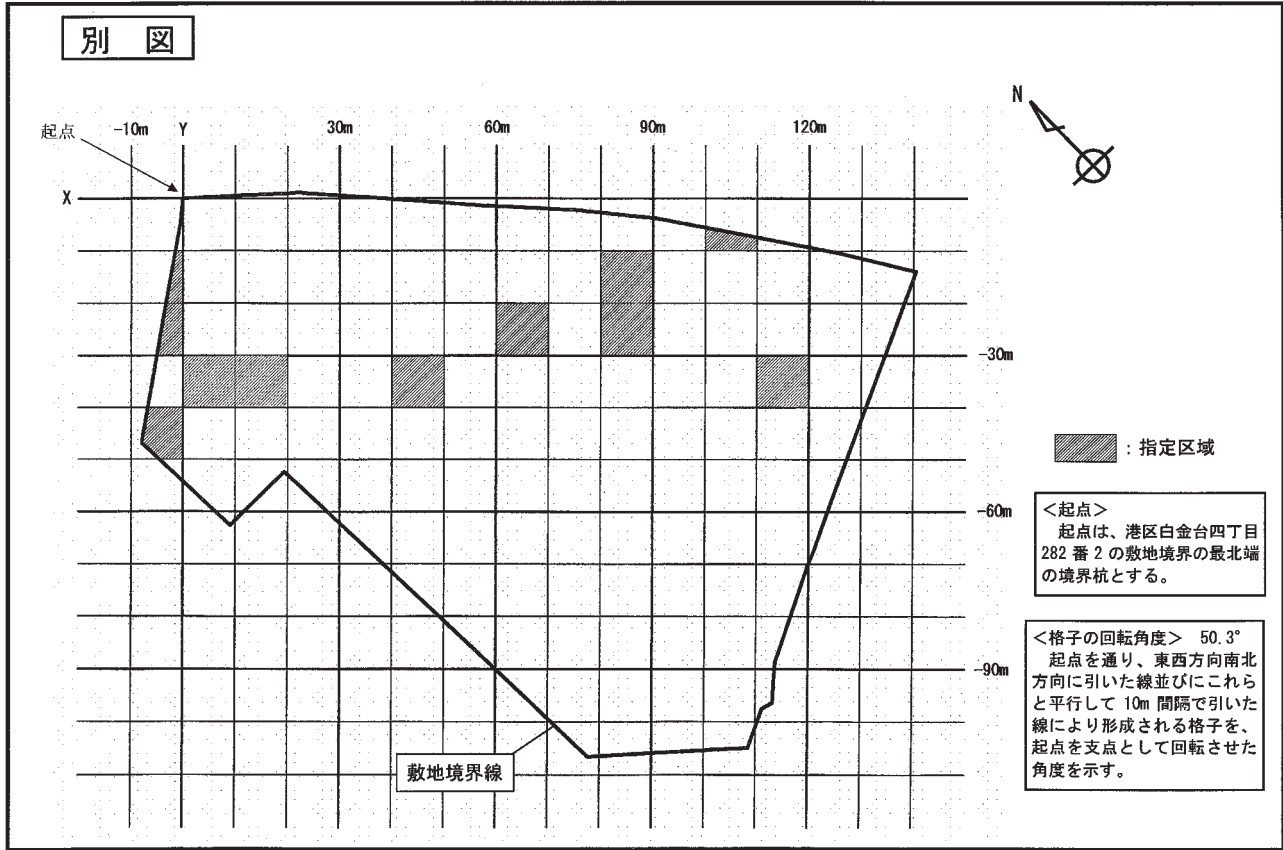
平成十八年四月七日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり（港区白金台四丁目二百八十二番二の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第十八条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物



●東京都告示第六百五十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成十八年四月七日

東京都知事 石原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり(練馬区豊玉北二丁目九番六の一部)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 シスー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可(三件)……………
……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……一
- 都市計画事業の認可……………(同)……………二
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………二
- 建築基準法による一団地の区域……………
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)……………六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)……………八
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………〇
- 都道の供用開始(二件)……………(同)……………三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………五
- 特定非営利活動法人の認定……………
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………六

告示

- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(四件)……………
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用課)……………二六
- 都市計画の案(四件)……………
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用課)……………二七
- 開発行為に関する工事完了……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二八

●東京都告示第二百三十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第二百六十一号立川都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 立川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画緑地事業第一号川越道緑地
- 三 事業施行期間 平成二十四年二月二十七日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百三十二号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一

項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第九十六号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第四・四・五号多摩川台公園
- 三 事業施行期間 平成二十五年二月二十八日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百三十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第四百四十号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十二日
東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業江戸川第二・二・七十四号松本二丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十八年三月十七日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 北区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業北第二・二、四十二号滝野川三丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年二月二十二日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
北区滝野川三丁目地内
使用の部分
なし

●東京都告示第二百三十五号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該

宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 商 号 レイ株式会社
- 二 代表者氏名 代表取締役 藤田 和茂
- 三 主たる事務 港区西新橋一丁目十一番五号
所の所在地
- 四 免許証番号 東京都知事(1)第三二二八三号
- 五 免許年月日 平成二十四年八月二十七日

●東京都告示第二百三十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
江東区越中島二丁目十五番一、同番 平成二十九年二月一日
三及び越中島三丁目四番八
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第二百三十七号

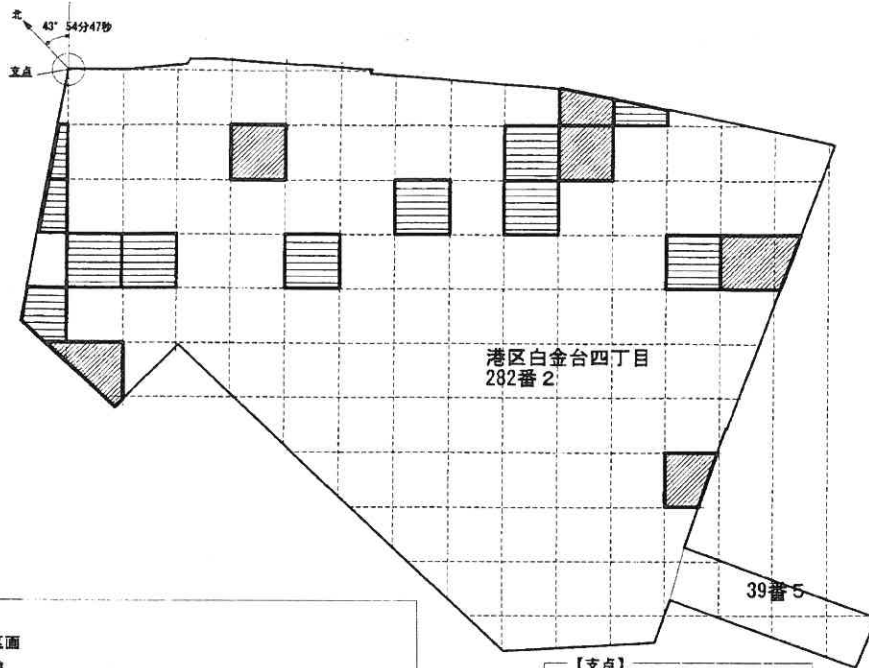
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年二月二十二日



東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区白金台四丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境線
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
-  形質変更時要届出区域
(平成18年東京都告示第658号により指定した区域)

【支点】

支点は、港区白金台四丁目
282番2の最北端とする。

—【格子の回転角度（43度54分47秒）】—

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百三十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしない
 なければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区六町一
 丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 シアン化合物